

「悪質リフォーム商法」から高齢者等を守るための対策強化を求める意見書

認知症など、判断能力の不十分な高齢者等を狙って、不要なリフォーム工事を契約させ、法外な代金を請求・だまし取る「悪質リフォーム商法」が大きな社会問題になっている。そうした犯罪行為の横行を許さないため、まずはあらゆる法律・制度を駆使し、関係機関が連携して悪質業者を摘発することと、再発防止への早急な取り組み強化が求められている。

そのため政府は、7月13日、関係6省庁課長会議において当面の対応策となる緊急対策を決めた。その内容は、悪質業者に対する行政処分や取り締まりの強化、関係業界に再発防止策を求めるなど多岐にわたっている。

そのうえで、今後の課題として、成年後見制度をより利用しやすくするための措置や、リフォーム工事に関する建設業法の見直しなども指摘されている。

よって、羽村市議会は政府に対し、高齢者等を「悪質リフォーム商法」の被害から守るため、早急に下記の項目を実施するよう強く要請する。

記

1 成年後見制度の普及、活用

(1) 制度趣旨への理解を含めた周知徹底のための広報活動を強化するとともに、成年後見申立て時の費用や後見人への報酬を助成する「成年後見制度利用支援事業」を拡充・周知すること。

(2) 第三者後見人の人材を確保すること。

2 全国各地の窓口で気軽に法的サービスが受けられる「日本司法支援センター」(来秋スタート予定)において、高齢者等に対する出張相談などを積極的に実施すること。

3 特定商取引法や消費者契約法、割賦販売法などを活用して被害者の早期救済を図るとともに、悪質リフォームを対象にした取締法規の制定及び関係法規の見直しを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月30日

東京都羽村市議会議長 染谷洋児

内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣
経済産業大臣、国土交通大臣、国家公安委員長 } 宛